

障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例の 一部施行に合わせ「障がい者差別相談窓口」を設置します

県議会令和4年2月定例会で可決成立した「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」(障がい者共生条例)が4月1日に一部施行され、条例に基づく「障がい者差別相談窓口」を設置することから、下記のとおり開設式を行います。

1 日 時

令和4年4月1日(金) 午前11時45分から

2 場 所

長野県庁4階 健康福祉部障がい者支援課

3 内容

- (1) 開会
- (2)看板の掲示
- (3) 知事あいさつ
- (4) 閉会

4 出席者

知事、健康福祉部長 ほか

5 その他

- ・3月25日付けでプレスリリースした「長野県医療的ケア児等支援センター」の開所式と併せて実施します。
- ・取材にあたってはマスクの着用等新型コロナウイルス感染症対策への御協力を お願いします。



長野県は、「信州あいサポート運動」 により、障がいのある方が暮らしやすい 地域社会(共生社会)を目指します。

【信州あいサポート運動】

健康福祉部 障がい者支援課 自立支援係

(課長) 髙池武史 (担当) 古海淳

電 話 026-235-7105 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 2304

F A X 026-234-2369

E-mail shogai-shien@pref.nagano.lg